第四条第一項中「掲げる書類」を「掲げる図書及び書類」に改め、同項第一号中「図書」を「図書及び書類」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「書類」を「図書及び書類」に改める。

第四条の四中「書類」を「図書及び書類」に改める。

第四条の四の二に後段として次のように加える。

この場合において、第四条中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

第四条の六中「図書」を「図書及び書類」に改める。

第四条の八第一項中「掲げる書類」を「掲げる図書及び書類」に改め、同項第一号中「図書」を「図書及び書類」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「写し」を「写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「書類」を「図書及び書類」に改める。

第四条の十中「書類」を「図書及び書類」に改める。

第四条の十一の二に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の八中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

第十条の十六第一項第一号の表(に)の項から(へ)の項までの規定中「（天空図の半径は十センチメートル以上とする。）」を削り、同表(と)の項中

「

付近見取図	隣地にある建築物の位置及び用途
配置図	軒の高さ
	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面の異なる区域の境界線
	申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
	申請区域内の建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離

」を

「

配置図	軒の高さ
	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面の異なる区域の境界線
	申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員

」に、

「

申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ
申請区域内の建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離

」を

「

申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ

」に改め、同条第二項第一号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第十条の二十一第一項中「法第八十六条の五第三項」を「同条第三項」に改め、同条第一項第一号の表(ほ)の項から(と)の項までの規定中「（天空図の半径は十センチメートル以上とする。）」を削り、同表(ち)の項中

「

付近見取図	隣地にある建築物の位置及び用途
配置図	軒の高さ
	地盤面の異なる区域の境界線
	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
	申請に係る建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離

」を

「

配置図	軒の高さ
	地盤面の異なる区域の境界線
	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員

」に、

「

平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離

」を

「

平均地盤面からの建築物の各部分の高さ

」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年五月一日から施行する。

告　示

○国土交通省告示第四百二十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

第一号中「以外のもの」の下に「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイからハまでのいずれかに該当するものを除く。）」を加え、同号ロ(3)中「建築物」を「もの」に改める。